

第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務委託特記仕様書

1 業務委託

第2次隠岐の島町総合振興計画策定支援業務

2 本業務の目的

町政運営の総合的指針となる隠岐の島町総合振興計画が平成31年度に目標次を迎えることから、平成32年度以降の期間を対象とした第2次隠岐の島町総合振興計画（以下「次期計画」という。）を策定する。

次期計画の策定に当たり、社会状況や本町の抱える課題、現行計画の検証結果を踏まえるとともに、幅広い町民意見の取り入れなど、膨大なデータの収集や多様かつ高度な分析等が必要であり、効率的に策定作業を進めるため、策定支援業務を委託するものである。本プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）から企画提案を募集し、豊富な経験と高い専門知識を有し、計画策定を効率的かつ効果的に支援できる事業者を選定するものである。

3 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日までとする。【単年度契約】

平成31年4月1日～平成32年3月31日（予定）

4 策定期間

平成30年度から平成31年度までの2年間で、平成31年度の町議会定例会で案の報告及び議決することを目指したスケジュールにより策定し、平成32年度から次期計画に基づいた事業実施を図る。

5 業務内容

以下の項目は基本的事項であり、下記以外の計画を策定させるために必要な事項や細部の項目については、別途発注者と受託者が協議の上、決定する。

下記（1）～（4）は、平成30年度事業予定

下記（3）～（8）は、平成31年度事業予定

（1）基礎調査

計画を立案する前提となる隠岐の島町の姿を把握し、将来の数値の予測から課題等を抽出するものである。その必要なデータ等については、隠岐の島町より提供するものとするが、必要に応じて独自に調査を実施すること。

①基礎データの収集・整理

- ・人口、世帯、産業、医療・福祉、生活関連、社会資本などの基礎データ収集、整理

②将来数値予測及び課題の抽出

- ・社会経済動向等を踏まえた上記各指標の将来数値予測及び課題の抽出

③現行の総合振興計画の検証

- ・現行の総合振興計画の検証や施策の実施状況の評価のとりまとめ

(2) 住民意向の把握等

①町民アンケート調査の実施

町民の意識調査については、アンケート調査を実施し、ここ10年間の変化（現行の総合振興計画の検証）や今後のまちづくりの方向性についてのニーズ把握を行う。

アンケート調査は、以下の方法での実施を予定している。それぞれのアンケート調査において、調査票の企画検討、印刷、集計・分析を行う。

- 一般町民アンケート（2000部程度：回収率を40%程度と想定）：郵送配布・郵送回収
- 児童・生徒アンケート：町で配布・回収
 - ・小学生：約200人（5,6年生）
 - ・中学生：約100人（2年生）
 - ・高校生：約150人（2年生）

②町民意見交換会の開催

更に、小学校区単位程度を想定した地域別及び各種団体等を対象とした「町民意見交換会等」を開催し、住民ニーズ、まちづくりに対する意向の把握、計画に対する意見聴取などを行う。

それぞれの意見交換会において、企画準備・当日運営支援・取りまとめを行う。

町民意見交換会の開催は、平成30年度に1回、平成31年度に1回を想定する。

(3) 策定委員会の運営支援

現行の総合計画の評価や課題の設定、新たな計画内容の検討などに取り組む体制を、庁内に設置する。ポイントとなる主要な策定委員会の企画・準備及び運営支援を行う。主要な策定委員会の開催は、平成30年度に2回、平成31年度に6回を想定する。

(4) 審議会の運営支援

町長の諮問機関として、町民の代表や学識経験者、町内の各種団体からの選出者等で組織する総合振興計画策定審議会を設置する。審議会の対応は基本的には町で行うが、提示資料などの運営を支援するものとする。必要に応じて会議へ出席し、補足説明などを行う。

審議会への出席は、平成30年度に1回、平成31年度に2回を想定する。

(5) 計画素案の作成

(1)～(4)を踏まえ、計画素案の策定を支援する。

上記の策定委員会の議論を集約し、第2次総合振興計画の基本構想素案を検討するとともに、その構想実現に向けた施策について整理し、基本計画素案を作成する。

①基本構想の素案作成

基本構想として、まちの将来像、まちづくりの基本目標、施策体系などについて、素案を作成する。

②基本計画の素案作成

基本計画として、基本構想の実現に向けて、基本施策について、素案を作成する。

また、総合戦略で示された評価目標なども踏襲しながら、基本施策に対する評価指標等についてもとりまとめるものとする。

(6) 町民説明会の実施

基本構想(案)が概ね整理できた段階で、その基本構想(案)を町民に示し、意見を頂くシンポジウムを開催する。

(7) 総合振興計画の原稿の作成

(5)を踏まえ、総合振興計画書の本編及び概要版の原稿を作成する。

①本編の原稿作成

②概要版の原稿作成

(8) 打合せ協議

業務着手時、中間時、納品時等に行うとともに、必要に応じて行うこととする。

中間協議は、平成30年度に2回、平成31年度に4回を想定している。

・A4版フルカラー(電子データ)【データ形式:PDF】

6 成果品

成果品は、次のとおりとする。

使用ソフトはワード、エクセル、パワーポイント等とし、図表やイラスト、写真を活用したカラー版とする。

①総合振興計画書(A4版 カラー 頁程度)500部

②概要版(A4版 フルカラー 4頁程度)8,000部

③関連資料 一式

④原稿電子データ 一式(ワード及びPDFファイル)

7 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様である。
- (2) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された時は、担当課が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。